

砥部町高齢者サロン事業実施要綱

平成27年3月31日
砥部町告示第63号

(目的)

第1条 この要綱は、地域支援事業として、地域の高齢者が、身近で気軽に行ける場所に集い、地域住民相互の交流をすすめ、高齢者等の仲間づくり、生きがいづくり、社会的孤立感の解消及び要介護状態の予防に努め、地域内での支援体制の確立を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は砥部町とする。ただし、事業の実施を砥部町社会福祉協議会（以下「受託者」という。）に委託して行うものとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者とする。

(ボランティアとの協働)

第4条 事業の実施にあたっては、地域ボランティアを積極的に育成し活用するよう努めなければならない。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 教養及び趣味に関する事業
- (2) 交流及びレクリエーションに関する事業
- (3) スポーツに関する事業
- (4) 保健に関する事業
- (5) 介護予防に関する事業
- (6) その他必要と認める事業

(負担金)

第6条 利用者は、必要に応じて食材費等の実費を負担するものとする。

(実績報告等)

第7条 本事業の受託者は、常に参加者台帳その他事業の運営に必要な帳簿等を整備するとともに事業実施状況を、砥部町高齢者サロン事業実施報告書（様式第1号）により、町長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

砥部町高齢者サロン事業実施報告書

サロシ名			
代表者		【氏名】	
		【住所】	
		【連絡先】	
登録会員数		人	
お世話人数		人	
実施場所			
	実施日	実施内容	参加人数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			